

令和 7 年度 第 1 回出雲市環境審議会

日時：令和 7 年 7 月 14 日（月）14：00～15：30

場所：出雲市役所 議会委員会室

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 諮問
4. 会長あいさつ
5. 議事

（１） し尿等収集処理手数料の現状等について【資料 1】（説明者：佐藤）

《意見等》

【委員】

- ①資料 1 P3 ですが、約 10 年前の H26 の審議会で、処理手数料は「維持管理経費」の 2 割を下回らない程度にすることが望ましい、と答申した。「維持管理経費」とは施設の運転管理経費のほかに収集・処理手数料も含まれていますか。また設備更新費用も含まれていますか。
- ②資料 1 P11 の R6 の負担率が 12.54%であれば、し尿処理に係る平均家庭の年間負担額はいくらですか。H26 の審議会時に下水道利用家庭の負担割合は約 50%と聞いたが、現在の負担割合と下水道処理に係る平均家庭の年間負担額はいくらですか。
- ③し尿処理手数料の負担率を 20%、22%、25%としたら、平均家庭で年間いくら負担が増えますか。

【事務局】

①維持管理経費の内訳について

(1)事業者に運転維持管理を委託しているので、その運転維持管理委託経費

(2)施設の延命化に関わる工事費用

(3)職員が 1 名在駐しているので、その人件費

(4)処理の過程で発生した脱水汚泥の運搬及び処理を外部処理に委託しているので、その経費

(5)周辺の環境監視調査を行っているので、臭気や水質、騒音振動を調査する委託費

そういったものが今回計上している維持管理経費の中に含まれています。先ほど言われた、処理手数料については、ここに、その収入を充てています。

②の質問の確認ですが、資料 1P15～P16 で平均的な世帯の負担について説明していますが、下水道使用世帯の平均的な負担がどれくらいかという質問でよろしかったでしょうか。

【委員】

前回の H26 の諮問時、市の公共下水道における経費に対する使用料収入の割合は、平成 25 年度において約 50%となっており、同じ汚水処理の観点からし尿処理手数料割合を公共下水道と同程度とした場合、処理手数料の大幅な引き上げが必要となるということを前提にして、いろいろ話し合いました。

結果、20%を下回らないという答申に落ち着いたという経緯があるので、現在、下公共下水道等はどうなっているかということも把握しておいて、我々もそれを聞いた上で、判断をしたほうがいいんじゃないかという意味です。

【事務局】

承知しました。

②、③の質問については、下水道との比較等が必要なため、詳細を調べたうえで次回の第2回審議会で回答させていただきたい。

【委員】

浄化槽には、個人設置浄化槽と市設置浄化槽があると思うが、資料1P8の浄化槽設置基数は、市設置浄化槽は含んでいないという解釈で良いですか。

【事務局】

おっしゃる通りで、市設置浄化槽は含まれていません。

【委員】

資料1P5の処理の概要のところに、(1)で「し尿の処理は市町村の責務と法律で定められている。」、(2)で「し尿等の処理体制はABCと3つの方式がある。」となっています。

説明では、出雲市は、Cの許可業者方式を採用しているという説明がありました。

このAとBの市町村の直営や委託業者方式は、非常に理解しやすいが、市の許可業者方式というのを詳細に説明していただきたい。

【事務局】

許可業者方式ということで、資料1P7に記載している7社に許可を出し、し尿等の収集をお願いしています。

この業者に、適切な収集運搬能力があるかどうかというのを、市の方で審査をして、現在、7社ということで許可を出しています。

出雲市は、この方式を当初から採用して今日に至っています。

【委員】

つまり、その収集運搬能力というものを、適正に管理するために、許可制ということでやっている。加えて、本来ならば民間事業者なので、何円で収集運搬するのかは事業者で決めると思うんですが、そこを市の方で決めて、統一料金としてこの金額で収集運搬しなさいということで運用されている。そこには価格決定権というものは、業者側にはないということでもいいわけですか。

【事務局】

おっしゃる通りで、業者で手数料の単価を値上げできないように、以前から条例で定めて、適正な手数料単価にするというようにしています。今回、この収集手数料について適正な単価というところを、ご審議をいただきたいと考えています。

【委員】

今の説明では、出雲環境センターの部分（処理）は含まれないということでしょうか。

要するに、し尿等収集処理手数料というのはどこからどこまでの範囲を指しますか。

処理も含め、収集運搬も含めたものというように理解してたが、いかがですか。

【事務局】

資料 1 P12 をご覧いただきたいと思います。収集処理手数料ということで一本で話していますと、手数料は 1 つのように見えるかもしれませんが、収集手数料と処理手数料の 2 つに分かれています。

収集に当たる部分が、実際にその許可業者が行っている部分であり、その手数料が収集手数料になります。こちらの収入は、収集運搬する各業者に入ります。

ただ、業者間で価格を自由に決められないように、条例で収集手数料も決めているということです。

処理手数料というのが、いわゆる環境センターで実際の処理に係る経費に充当されるものです。こちらの処理手数料は市の収入になります。

今回、委員の皆様にはこの 2 つの収集手数料及び処理手数料について、ご審議をいただきたいと考えています。

【委員】

初めの事務局の説明で、若干誤解を生みやすい説明があったと思うので補足をさせていただきます。

資料 1 P5 の説明のところで、許可業者方式を採用しているというお話がありましたけども、私の理解では、A B C すべてを併用してらっしゃると理解しています。

収集については許可業者方式を採用。処理については基本的に業者委託。一部、市の職員の方の人件費がございますのでその部分については直営。なので 3 つの方式を併用してらっしゃるという理解の仕方が正しいと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

委員のおっしゃる通り、この部分の説明は、収集運搬の部分を行っているところです。出雲環境センターでの処理の部分については、基本は委託ということでして、言われるように市の職員も入っています。

ただ、この処理体制というところは収集運搬の部分のみを説明しています。他の市町村では収集運搬を直営でやっているところもあり、説明をさせていただきました。

収集運搬に限るというところの説明が不足していましたので、訂正させていただきます。

【委員】

資料 1 P11 と P19 の表を比較してみると、令和 6 年度の維持管理費の金額が異なっています。本来、同じ施設の同じ維持管理費ですので、同じ額にならないといけないところですが、若干差が出ています。この理由の説明をお願いします。

【事務局】

ご指摘のありました資料 1 P11 と P19 の維持管理経費ですが、P19 が他市との比較ということで提示しています。出雲市では、市の職員を 1 名置いており、その人件費が P11 の維持管理経費には入っています。しかし、他市では完全委託であるなどの比較が難しいところがあります。そのため、資料 1 P19 では、出雲市の直接の人件費の方を引いた金額を記載しています。説明不足で申し訳ございませんでした。

【会長】

冒頭に説明がありましたように、下水道接続率は 8 割程度ということでした、これに対して、今後の市の整備方針についてはいかがでしょうか。

さらに上げていって、100%を目指していけるのか、具体的な考え方はいかがでしょうか。

【事務局】

公共下水道については下水道部局の所管になりますが、現在の計画では、公共下水道の整備は、令和 8 年度末で一旦完了するという計画です。

整備完了した後もまだ未整備のエリアが残りますが、令和 9 年度以降については、合併処理浄化槽の設置により、未普及地区の解消を図っていく方針としています。

川や湖などの公共用水域の水質保全といったところが、引き続き課題となっていますので、そういった合併浄化槽の設置によって、改善を図っていくという予定です。

【会長】

今回、皆さんに出雲環境センターのパンフレットがお配りされてると思います。先ほど事務局から処理手数料については、出雲環境センターの処理にいろいろ活用されているとお話がありました。現在、出雲環境センターの処理方式のグレードは、どの程度というような理解をしたらよろしいですか。説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

出雲環境センターは、一次処理、二次処理、さらに次の三次処理（高度処理）までできるという施設になっています。県内の他のセンターは、1990 年代頃に整備されたものが多い状況です。出雲環境センターは、県内では一番新しい施設となり、2004 年に整備した施設となっています。当然ながら、処理方式も技術の進歩により良くなっていますが、出雲市のように高度処理までしている施設は、県内ではありません。

一次処理というのは、まず物理的な処理をするということで、し渣や浮遊物といったものをろ過及び沈殿をさせて処理します。

二次処理におきましては、生物学的処理という処理になります。微生物の働きで水を浄化していくということになります。

最後に出雲市では、高度処理という処理をしているわけですが、一番除去しにくい窒素やリン等をより高いレベルで処理しているところです。

放流水や臭気等においても、より厳しい自主基準を作っており、基準をクリアするような処理をしています。

【委員】

手数料というのは 2 種類あるということですが、これを利用者である住民の方が負担する負担方式について、誰が請求して、支払うのかというのを教えてください。

【事務局】

手数料の集金というところですが、収集運搬をしている業者が収集手数料と処理手数料の両方を集金しています。市からは、業者に搬入量に応じて処理手数料を請求しているところです。つまり、市民の方は収集運搬業者に 2 つの手数料をまとめてお支払いいただくという方式になっています。

【委員】

資料 1 P18 で他市の状況を書かれていますが、他市で出雲市と同じ収集体制をとっておられるところはどこですか。

また、安来市も地区によって料金を変えているというところがあります。しかし、令和 9 年から統一されるということで、料金をかなり上げられる状況があるので、安来市の方針等が分かれば参考までに教えてください。

【事務局】

資料 1 P18 で出雲市と同じ許可方式をとっているのは、現在、松江市と倉吉市が委託方式で、その他は出雲市と同じ許可方式を取っております。

手数料については、黄色で塗ってあるところが市の収入になり、白塗りのところが収集運搬業者の収入というところです。

安来市は、昨年度こういう審議会を経て手数料の改定をしておられます。今は地域割があるということで記載をしていますが、こちらについても段階を踏んで、令和 9 年 4 月 1 日からは、全市統一の単価で行うというのを昨年度の審議会で決定されたという経緯があると伺っています。

【委員】

出雲環境センターのところで長寿命化工事の説明があったかと思います。

維持管理費も増えたりしていますが、そもそも、その出雲環境センターはいつごろまで使おうという計画があるのでしょうか。

また、今後の費用について、どうお考えなのか、次回にでも説明していただければと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】

本日ご説明する中で、各委員の皆さまの中でも基本的な部分がまだ分からないとか、今回の資料の説明で疑問に思われた部分があるかと思います。その点について、次回の会と言わず、次回の会議までのところで、ご意見・ご質問をいただければ、次回の会議の中で、お答えできるように準備をして参りたいと思っています。事前の質問も承りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 今後の環境審議会のスケジュール【資料 2】(説明者：佐藤)

【委員】

環境レポートについての話し合いは、いつを予定されているでしょうか。

【事務局】

環境レポートの定例の点検評価については、第 4 回、11 月 5 日にお願いをしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【事務局】

2 回目以降の審議について、お諮りしたい部分があります。

先ほど、審議会のスケジュールを説明したところですが、次回 2 回目以降につきましては、委員の皆様から、ぜひ、ご忌憚のないご意見をいただきたいと思っています。そうした部分を考慮して次回以降の会議につきまして、非公開という形にさせていただきたいと思っていますが、

いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

6. その他

7. 閉会

15 : 30 閉会